

## 教育委員会会議録

- 1 招集日時  
平成 26 年 4 月 24 日(木) 13 時 17 分～
- 2 招集場所  
市役所303会議室 (3階)
- 3 出席委員  
委員長 村岡 洋子  
職務代理者 蛭崎 隆男  
委員 末次 龍一  
委員 水谷 知子  
教育長 山田 英俊
- 4 欠席委員 無
- 5 出席職員等 灰田教育部長  
山門学校教育課長  
神原指導室長  
井上学校給食課長  
有松生涯学習課長  
小川文化課長  
橋本学校教育課長補佐
- 6 教育長事務報告  
別紙
- 7 議題及び議事の概要  
別紙
- 8 閉会 午後 14 時 57 分

平成26年4月24日

開会 13時17分

## 1 開会

○委員長 村岡洋子君

それでは、今から、平成26年第5回教育委員会を開催いたしたいと思います。  
皆さん、よろしくお願いいたします。

## 2 前回議事録の承認

○委員長 村岡洋子君

いつものように、2番、前回の会議録ということであります。  
係長さんのほうから、各家庭にお配りして頂いておりますので、お読み頂いていると思いますが、会議録のほうも目を通して頂きたいと思います。第3回と第4回がありますが、あわせてお願いいたします。

第3回は、いろいろありましたが、主に幼児からの読書指導ということ、それから第4回につきましては、それぞれの予算、また、その他のいろいろな守田蓑洲邸の使用等、そういったことについて話したと思います。何かご質問はございませんか。

(「いいです」の声あり)

はい、分かりました。それでは、第3回教育委員会会議録、第4回教育委員会会議録は、承認されたといたします。

## 3 教育長事務報告

○委員長 村岡洋子君

それでは、3番の教育長、事務報告に入らせて頂きます。

教育長さん、よろしくお願いいたします。

○教育長 山田英俊君

それでは、事務報告についてをご覧ください。

3月24日の給食センター職員研修というのは、給食センターの最初の辞令交付の式で、これから研修が始まっています、本当は、その前に、始まったんですが、ここで一応教育委員会としての思いを、ちょっと話をさせて頂きました。調理員の皆さんで、48名おられますので、そこで話をしました。

それから、同じ日に社会教育委員会、これは1年間の事業報告と来年度の件ですが、それから御所ヶ谷神籠石整備委員会、これも同じで25年度の整備等26年度の取り組みについてのお話しがあっています。

それから、27日に保幼小連絡協議会をしました。これは、いま発達障害の子ども達

の巡回相談というのをやっていますので、その巡回相談の内容について、保育園・幼稚園、あるいは小学校の保護者さん達に集まってもらって、そういったお話をしています。

それから、4月初めは辞令交付がずっと続きまして、4月4日、今年の初任者、小学校が6人、中学校が2人、事務職員が1人いますけれども、計9名の初任者等、それから指導教員等を集めて、行橋の課題とか、行橋がいま取り組んでいることとか、あるいは私の思い、頑張りたいという思いを、お話させて頂きました。

それから、4月6日に泉校区、南校区の子ども会に行きましたが、子ども会の加入者が減っているという課題を抱えていまして、この問題について、教育委員会と連携して何かできることはないかというふうに、子ども会の会長、市子連の会長さんから、課題の話合いをもちたいと言われていています。そういったようなことについても、ご挨拶のなかでお話をさせて頂きました。

それから、入学式が9日、10日、これは委員の皆さんにも行って頂きました。

それから、10日に九州歴史資料館との打ち合わせというのは、長者原の遺跡について、市だけで、発掘整理するというのは大変なことで、九歴にもお手伝いをお願いしたいというお話を課長と係長と私の3人をお願いに行ってきました。九歴のほうも大変大事な遺跡、官衙であるので、しっかりやって頂けるということで、本当に心強い返事を頂いております。

それから、教頭研が11日にあって、これは例年、年度の初めに、私のほうから40分ほどお話をさせて頂いています。

それから、14日と17日に講師の方の辞令交付をやっていますけれども、このときにかつて講師の方の不祥事がありましたので、不祥事の話について、させて頂いています。やはり信用失墜行為というのは、これからの教師人生をなくしてしまうので、そういったことで、是非しっかりした教員としての生活を送って頂きたいという話をしています。

16日の文化財調査委員会ですが、今まで、長い間委員長を務めて頂いていた白石先生が、今回辞められました。お引止めをしたんですけれども、自分はもう84歳になる。もう本当は前回で辞めようと思ったけれども、守田蓑洲旧居も出来上がってなかったので、見届けたいというのもあって続けて頂いたんですが、今回はそういうことで、新しく永尾委員が委員長になりました。永尾先生も北九州市のほうで文化財の職員として長年活躍されていたので、本当に相応しいというか適任者が委員長になって頂いたなと思っています。

それから、16日の教科書の採択協議会。これは26年度用の小学校の教科書の採択が今年あります。指導室の事務局は、今年と来年と大変忙しくなると思いますが、教科書の採択については、歴史の教科書で、いろいろ課題もありますので、また8月に入っ

てすぐ、教育委員会を開かせて頂いて、その中で、来年度の小学校の教科書をどうするかという承認を頂くようになると思いますので、その折に、またお願いしたいと思いま  
すし、総括部会がありまして、そのときに、この教科書についての説明がありますので、  
教育委員さんのなかでも、お手すきの方は、入って頂くと良く分かって良いのかなと思  
います。それについては、またご案内をさせていただきます。

それから、17日に幼稚園の園長会議をさせていただきました。これは毎年、園長会議を  
させて頂いていて、これはやはり幼稚園と教育委員会の連携ということもあって、実施  
しています。ご存じのように、幼稚園が今度、認定子ども園にかわるということで、難  
しい時期を迎えているようにあります。僕も余りよくは分からないんですが、認定子ど  
も園にならないと、今の状況では幼稚園というスタイルでは、大変難しい感じになっ  
ています。

何でこうなったかという、一番は待機児童の問題です。行橋は、待機児童はいない  
んですが、そういったことで、幼稚園園長会では、主な内容は巡回教育相談、発達障害  
の子どもが幼稚園にいますので、そういった子の相談をやっています。その中で子ども  
に発達障害があるかないかということを確認をさせてもらって、ポルトという療育セン  
ターが出来ましたので、そこで検査してもらって、医師の診断をもらってから学校に就  
学するという、こういう流れをつくっていきますので、そういった内容の話を幼稚園で  
させていただきました。

それから、18日に福岡県の市町村教育委員会協議会に委員長と行って来ました。  
これは県のほうから1年間の県の重点施策についての説明と、それから教育長、教育委  
員長協議会は、1年間の総会になります。本年8月19日から20日の2日間、教育長  
協議会の研修会が京都ホテルでありますので、お手すきであれば、その会議に参加され  
ても良いのかなと思います。

それから、21日ですが、今年から、特別支援教育の担当者研修会を市単独で行うよ  
うにしました。これは特別支援教育アドバイザーに高橋眞弓先生をいま市にお迎えして  
いますので、高橋先生の指導のもと、市内の特別支援学級の担任の先生を集めて研修会  
を数回行いました。情報交換と、それから学級担任として、こんなところに留意をして  
ほしいというような講話とか、そういったようなことでやってきています。

それから、22日、防災会議がありまして、3・11東日本大震災の防災計画の見直  
しを行橋市でも行わなければならないということで、主には、防災マップの説明と見直  
しの観点との2点から会議がありました。

そして、今日が教育委員会となっています。以上です。

○委員長 村岡洋子君

ありがとうございました。沢山の行事、また会議等がありましたが、皆様方も、それ

ぞれご参加されたり、また任務を負って行かれたと思いますが、何かございませんでしょうか。

末次委員さん、どうぞ。

○委員 末次龍一君

新しい給食センターの評判は、いかがですか。

○委員長 村岡洋子君

教育長にお願いします。

○教育長 山田英俊君

実は、新しい給食センターなので、機械に慣れなければならいけないということで、当初、本当は春休み中に慣れてしまって、4月からポンといければ良かったんですが、なかなかそうはいかない。実際に作ってみないと練習にならないものですから、4月4日と7日の2日間作って、作ったものを先生方に食べて頂くということをしました。それでも丸々6000食作るというのは無理なんですね。無理なので、それでも400食ずつ作ったんですが、例えば中学校の入学式の日には小学校登校日ですので、小学校の4、5、6年のみ配って、2000食くらい作ったり、逆に、中学校の登校日に2000食作る。段々食数を増やして行って、やっと21日に完全給食になりました。

そのことを保護者に実は連絡をしていなかったんです。校長会には連絡していたんですが、保護者の方から、かなりどうなっているんだという、質問がありました。

それで私の名前で先週の木曜日にお断りの手紙を各家庭にお配りしました。そういった形で完全に給食を配食できなかったのも、ご迷惑をお掛けしました。21日からしっかり配食させていただきますのでということで、対応させていただきました。

○委員 末次龍一君

量が量ですからね。分かりました。

○委員長 村岡洋子君

その件についていいですか。いま教育長さんから説明があったとおり、いろいろあったんですが、その後、教育長さんが、きちっと各保護者にお手紙を出して下さったということで、保護者のほうから安心しました、すぐにお返事を頂いたとあって、その点では、教育長さん、褒められましたですね。だからやはりいろんなことに対しては、すぐに出来るだけ対応していく、誠実に対応していけば、必ずやご理解頂ける。勿論、そういうことは起こらないほうが良いんですが、もしいろいろ起こりましても、早急にすぐに対応していくということが、大変大事だなということを改めて私も感じました。本当に教育長さん、すぐに対応して頂いて、ありがとうございました。

○教育長 山田英俊君

一応25日に議会の文教の委員さん達対象に試食会をします。これについては、3月

議会に申し上げてきたので、25日、明日11時半から。また教育委員の皆さんも、どこかで試食会をしたいと思いますので、是非、日程を調整させて頂いて。

○委員長 村岡洋子君

いろんなところで試食をして、直に体験するという事は、より良い評判が広まるということではないかと思しますので、是非よろしく願いいたします。

水谷委員さん、どうぞ。

○委員 水谷知子君

私のほうで、子ども達から、最初に給食のことを聞きまして、防災食育センターになってから、保護者の期待が高かっただけに、最初は本当に各家庭で様子を聞いて、ショックを受けたようでした。

でもその後、教育長からすぐに対応して頂きまして、それを読んで、保護者の皆さん、納得したようです。そして21日から完全給食になってからは、とてもおいしく給食を頂いておりますので、報告させて頂きます。以上です。

○委員長 村岡洋子君

良かったですね。付け加えなんですけど、私も行橋の給食は伝統的に本当においしくて、また米飯が特においしいという評判であるということを保護者の方々にうんと宣伝させて頂いておきました。それ以来、ずっと行橋の給食はおいしいので、本当に期待して、待っていてくださいということをつけ加えさせて頂きました。今は実現しているということで良かったと思います。

○委員 水谷知子君

はい、美味しく頂いております。

○委員長 村岡洋子君

ほかにございませんでしょうか。

蛭崎委員さん、どうぞ。

○職務代理者 蛭崎隆男君

さっき、教育長の報告にあった長者原遺跡の件ですが、小川課長さん、新聞に出ておったじゃないですか、新しい何か柱の跡が出たんですか。

○文化課長 小川秀樹君

はい。

○職務代理者 蛭崎隆男君

あれは、この前見学に行った政庁跡の、位置的には何か、あの周辺なんですか。後で、またその話はあるんでしょうか。

○文化課長 小川秀樹君

どうでしょうか、後ででしょうか。

○教育長 山田英俊君

その他の項目で。

○職務代理者 蛭崎隆男君

では、そのときに。また、行かならんなどと思って。

○委員長 村岡洋子君

では、乞う期待で。ほかに、ございませんでしょうか。

末次委員さん、お願いします。

○委員 末次龍一君

入学式の報告を。中京中学校と行橋小学校と2校、行かせて頂きました。卒業式からすると、3回の、市長とご一緒させて頂きました。

落ち着いた入学式で、天気にも恵まれましたので、良い入学式になったと思います。簡単ですが、以上です。

○委員長 村岡洋子君

水谷委員さん、続けて、いいですか。お願いします。

○委員 水谷知子君

はい。では4月9日、泉中学校入学式に出席させて頂きました。新しい制服に身を包んで、本当に目を輝かせて入場しておりました。保護者の方々も子ども達の成長する姿を見ることができたのではないかと思います。

新入生を代表しての挨拶で、力強く希望にあふれて挨拶をして頂きました。あと在校生を代表して生徒会長の挨拶があつたんですが、そのなかでは、日本一の泉中学校と一緒につくっていきましょうという挨拶が、とても印象に残りました。

また、4月10日、養島小学校の入学式に出席させて頂きました。新1年生が4人ということもありまして、本当に子ども達が最初緊張している様子で、こっちまでドキドキしてしまいましたが、途中、先生の点呼にも、きちんと力強く返事をし、先生の話、あと皆さんのお話も一生懸命聞いておりました。

校長先生も言われていたんですが、養島小学校の良さを、もっともっと広くアピールというか広報して、少しでも多くの生徒に養島小学校に入学して頂けたら良いなということ、あとでお話ししました。以上です。

○委員長 村岡洋子君

ありがとうございます。私は、長峡中学校と今川小学校に行かせて頂きました。長峡中学校は、いま水谷委員さんが言われたように、生徒会長が歓迎の挨拶をされたんですが、それはやはり立派だなと思いました。あのように中学の生徒会長が自ら新入生に対して、しっかりと歓迎する挨拶をして頂ければ、保護者の方も大変安心するのではないかと、本当に感じました。

そして一番嬉しかったのは、地域の方々が本当に沢山おいでて下さっていて、山田教育長が、学校だけではなくて、学校と家庭と地域が一体となつてと、いつも言われるんですけれども、そのやはり1つの形が成り立っていつているんじゃないかと、大変嬉しく思いました。

それは今川小学校でも同じで、地域の方が沢山おいでて下さって、見守って下さっている。このことは、本当に学校に対する期待と、またそれに応えていかねばいけない教育委員会、学校だと思ったんですが、地域の方々が見守って下さっていることは、子ども達にとっても保護者にとっても、大変力強い嬉しいことではないかと、直に感じてまいりました。

ただ、子どもがやはり少なくなっているのかなど。今川小学校は、それでも増えていつているとは言っていましたけれども、やはり子ども達が少なくなっています。新しい市長さん、10万都市を目指していますので、学校教育の充実を目指して、また人口が増えていくことができると良いかなど、少し思います。

中学校・小学校の入学式等について、いま話して頂きました。

ほかにございませんでしょうか。いいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、教育長事務報告は、終わらせて頂きます。

#### 4 議事

○委員長 村岡洋子君

次に、議事に入りたいと思います。

議案が第11号から第15号まであります。それぞれについて、説明を頂きながら協議していききたいと思います。

##### ① 議案第11号 行橋市教育委員会処務規則の一部を改正する規則(案)について

○委員長 村岡洋子君

それでは、議案第11号 行橋市教育委員会処務規則の一部を改正する規則(案)についてでございます。これは、橋本係長さんをお願いします。

○学校教育課長補佐兼総務係長 橋本明君

学校教育の橋本です。議案第11号について、説明させていただきます。

お手元に改め文と、それから新旧対照表をお配りしているかと思いますが、新旧対照表のほうが分かりやすいと思いますので、そちらのほうで説明をさせていただきます。

先程から、いろいろお話が出ておりますとおり、防災食育センターが新たに建設されました。この関係で、今まで学校教育課の中に学校教育課学校給食準備室という室があ



りましたが、完成に伴いまして、新たに学校給食課というのが新設されることになりました。その学校給食課の下に防災食育センターを置くという形で位置付けております。新たな学校給食課、それから防災食育センター、係の事務分掌については、新旧対照表の4ページの第6条、それから第7条に記載されているとおりでございます。

それから、その他の課・係についても、若干変更しておりますが、これにつきましては、新たに防災食育センターが設置されたことに伴う見直しと、それから教育委員会の処務規則と同じように、市長部局にも事務分掌条例の施行規則というのがございまして、それぞれの課・係の事務分掌を決めているところなんです、そこでの整合性をあわせる、体裁をあわせる形での修正となっております。

例えば、6ページの第8条、生涯学習課の所掌事務のなかの下のほうにありますタ、チ、人権政策に関すること、あるいは男女共同参画に関することというのが、人権男女共同参画課という課がありますけども、これは全庁的に取り組む事務だということで、全ての課に、こういった事務分掌を付けております。教育委員会では、それが抜けている部分がありましたので、その分を追加しているというような変更になっております。内容的な変更についてはございませんので、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わらせて頂きます。

○委員長 村岡洋子君

ありがとうございました。

11号について、説明をして頂きました。皆さん、いかがでしょうか。新たに作られました学校給食課についての様々な事案が、ここに挙げられております。大変な量が、改正後には赤い字がずらっと出ておりますが、いいですか。

(「良いと思います」の声あり)

はい、分かりました。議案第11号について、皆さん、承認して頂けますでしょうか。

(「はい」の声あり)

返事が沢山ございましたので、議案第11号は承認されました。

## ② 議案第12号 行橋市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則(案)について

○委員長 村岡洋子君

それでは、議案第12号 行橋市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則(案)についてです。

生涯学習課の有松課長さん、お願いいたします。

○生涯学習課長 有松正一君

生涯学習課の有松です。議案第12号について、ご説明いたします。先程と同様、新旧対照表のほうが見やすいと思われまので、そちらのほうをもとに説

明いたします。

まず、この体育施設条例の施行規則の改正をするに至った理由ですが、2月25日に定期監査がございまして、そのなかで条項の誤り、そして現在の運用にあわせた様式の変更を指摘されましたので、そこで変更をかけているところです。

まず、要項が第5条となっていた部分が第6条の誤りでした。そして備考欄に何も、空白だったところですけども、市の所管課の取り扱いに関する条項を載せるようにという指摘がございましたので、その様式を加えたところです。以上です。

○委員長 村岡洋子君

ありがとうございました。生涯学習係のほうでは、条が5が6になったり、最後に市所管課等の取り扱いの欄を設けたという話でございました。

皆さん、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

○職務代理人 蛭崎隆男君

これはもう当たり前ですね。

○委員長 村岡洋子君

そうですね。

(「異議なし」の声あり)

では、議案第12号は承認されました。

### ③ 議案第13号 行橋市公民館条例施行規則及び行橋市学習等供用施設条例施行規則の一部を改正する規則(案)について

○委員長 村岡洋子君

議案第13号 行橋市公民館条例施行規則及び行橋市学習等供用施設条例施行規則の一部を改正する規則(案)についてです。

生涯学習課の有松課長さんに説明をお願いします。

○生涯学習課長 有松正一君

同じく生涯学習課の有松です。議案第13号につきましても、先程と同様に、定期監査において、大変恥ずかしんですけども、指摘がございましたので、変更をかけております。

まず、公民館条例の施行規則の第1条に、条例の条項が18条となっていた部分が第17条の誤りでございました。

そして、学習等供用施設条例の施行規則でございますが、第6条に、委員会は、となっていた部分が、平成18年に指定管理制度が始まりまして、このときに変更をかけるところだったんですが、それが欠落していたということで、今回、追加で変更をかけております。委員会という名称を指定管理者と変更をいたしましたところです。以上でござい

ます。

○委員長 村岡洋子君

ありがとうございました。皆様、何かご質問等ございますか。

(「ありません」の声あり)

では、議案第13号は承認されました。

#### ④ 議案第14号 行橋市中心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則(案)について

○委員長 村岡洋子君

議案第14号 行橋市中心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則(案)についてです。

神原室長さん、説明をお願いします。

○指導室長 神原修一君

指導室の神原です。では、議案第14号 行橋市中心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則について、説明をいたします。別紙の新旧対照表が分かりやすいかと思えます。

こういうふうに変更するに至った経緯でございますが、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進という中央審議会の報告が平成24年7月に出ております。

その中には、就学基準に該当する障がいのある子どもは、原則、特別支援学校に就学するという大きな決まりが従来あったんですけれども、その仕組みを改めて、本人の障がいの状態ですとか教育的ニーズ、児童生徒本人、保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みにすることが適当であるというふうに提言もなされました。

それを踏まえて、学校教育法施行令の一部が改正されたことを受けての本市の規則の一部改正ということでございます。

従来は、就学指導委員会で、就学先は、どこどこが妥当であるという判断を頂いて、保護者の方が最終決定ということでしたけれども、今後は、より保護者、本人の思いを尊重しながらという形になって、指導ということではなくて、その子に応じた教育的な支援を行うという部分を重視していくということで、新旧対照表にありますように、障害児就学指導委員会という名称を教育支援委員会に改める。就学指導及びこれに係るといふ部分を、具体的に就学判定並びに必要な教育支援の総合的判断及び就学支援というふうに改めさせて頂いております。

それに伴って、今までの規則では、障害児学級という名称になっておりましたけれど

も、特別支援学級というふうに第3条の2項、3項も改めさせて頂いております。

以上、簡単ですが、説明にかえさせて頂きます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長 村岡洋子君

ありがとうございました。皆さん、質問等ございませんでしょうか。

指導ではなくて支援にかわるという、大変大きなことについて、いま室長さんのほうからお話がありました。大変大事なことはないかなと思います。

これは良い方向への転換。指導とは、本当に今まで気づかなくて申し訳なかったと思います。

○職務代理人 蛭崎隆男君

何か上から目線ですよ。

○委員長 村岡洋子君

そうでしたね。支援であるということ、共に歩いていくという方向にということ。

○委員 末次龍一君

良いと思います。

○委員長 村岡洋子君

いいですね。

(「はい」の声あり)

はい、これについて、議案第14号は承認されました。

#### ⑤ 議案第15号 行橋市いじめ防止基本方針（第一次案）について

○委員長 村岡洋子君

それでは、議案第15号 行橋市いじめ防止基本方針（第一次案）についてでございます。指導室長さん、お願いします。

○指導室長 神原修一君

では引き続き、指導室の神原です。それでは、行橋市いじめ防止基本方針第一次案について、説明いたします。

大津市のいじめ事件を受けまして、全国的にいじめ防止策の徹底ということが叫ばれるなか、国のほうでは、いじめ防止対策推進法並びに防止のための基本的な方針が25年10月に出されております。それを受けて、福岡県のいじめ防止基本方針も第三次案が漸く3月中旬に確定されました。それを受けまして、本市もいじめ防止対策を徹底していくという観点に立って、基本方針を策定させて頂いております。

大きく5章からなっておりまして、第1章が基本方針策定の意義でございます。これまでも学校、保護者、地域連携のもと、様々ないじめ防止の対策は講じてきましたけれども、十分ではないということもございましたので、改めて基本方針を策定して、防

止の徹底を図るということではしております。

第2章は、いじめについての定義、基本的な考え方、防止に関する考え方等でございますので、これはもう従来言われていることを整理し直したものでございます。

第3章が行橋市教育委員会の施策ということで、これまで、いじめ対策として取り組んできました諸施策を、基本的には継続、充実させるという観点で施策のほうは決めさせて頂いております。

児童生徒相談センターが教育委員会内には設置しておりますので、そこを相談窓口または学校訪問等での情報収集等をしながら、早期発見、早期対応を心掛けていきたいと思っております。

第3章の1項に挙げておりますが、国や県の方針の中には、市独自の、いじめ問題対策連絡協議会、市教育委員会の附属機関の設置ということが努力義務として挙げられておりますので、現状では行橋市にはプロジェクトAという組織を必要に応じて作っておりますので、そこを活用するというを基本にしながら、新しい組織の設置については今後の検討課題にしておきたいと思っております。

あと関係機関等の連携、いじめの防止、早期発見、早期対応については、冒頭にも申しましたが、従来行われていることを、より徹底させるというスタンスで挙げさせて頂いております。

第4章は、いじめ防止等に対する学校の施策でございます。これは、3の施策を受けて、学校できちんとやってもらいたいという内容を挙げさせて頂いております。

6ページからが第5章になります。重大事態への対処ということで、そこに例を4点ほど挙げておりますが、子どもが自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、そういったものを重大事態ととらえまして、こういう事態が万が一発生した場合に、どうやっていくかということ国や県の方針にならって策定をさせて頂いた次第でございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わりたいと思います。よろしくご審議をお願いします。

○委員長 村岡洋子君

ありがとうございました。皆さん、いかがでしょうか。

国・県、そしてそれを受けて行橋市の対策の基本方針をここに掲げて下さっております。また行橋市の中では、重大事態、これを発生してはいけないんですが、起こったときに、どうすべきかということも具体的に学校とタイアップして迅速にしていくということ、いま説明して頂いたところです。

はい、教育長、お願いいたします。

○教育長 山田英俊君

今いじめの理解とか、それから県のやってきたこと、あるいは独自に行橋市がやってきたこと等については、そんなに前とかわってないんですね。いじめ、あるいは不登校を減らすためのコミュニケーション科を昨年からやっていますが、そういった内容が新たに入っているというのがありますけれども、今までやっていることを遵守させていく。

今回、新たに、先程、室長からもありましたが、重大事態への対応ということが一番新たな内容になっていると思います。いま14歳の子どもが、いじめで心身に重大な傷を負った場合は、逮捕も警察ができるようになっていきますので、そういったときに、教育委員会として、どのようなことをやっていくか。

あつてはならないんですが、あつたときに調査をする、第三者機関が調査をして、その結果、再調査もあり得るとというのが、今回変わってきたところかなと思います。

日頃の指導の充実のなかで、こういった、いじめ問題については、早期発見、早期解決をしていくということと、いじめを生まない風土をつくるという、そういったところに最大限の努力をしていく必要があると思いますので、学校には、そういった観点から、しっかり指導していきたいと思います。

○委員長 村岡洋子君

いま教育長から詳しい説明がありました。

はい、末次委員さん、お願いします。

○委員 末次龍一君

かなりボリュームがありましたので、大体8割方くらい目を通したんですが、基本方針ということで、今までのものに重大事態への対処を追加されたということで、先程の教育長さんのお話、良く分かりました。いろいろ大変だと思いますが、冒頭で委員長が迅速な対応をとという話が出ておまして、教育長も今言われていますけども、対応を、事案が起こらないような、この中に、いろいろ予防策とか書かれていますけども、起こったときの対応というのが、やはり一番大事だと思いますし、迅速に適切な対応ができることをやって頂きたいと思います。以上です。

○委員長 村岡洋子君

本当にいま話しましたように、こんな不幸なことは、絶対にあつてはいけませんが、やはりそういう事態のときに連絡がしっかりしていること。それから隠すということではないと思うんですが、つい、もたもたしてしまつた結果に隠していたみたいな言葉が使われていきますので、誠実に迅速に、スピード感というのが本当に大切なときがありますので、どうかスピードをもって、命に関わることですので、やはり対応して頂けたらと本当に思います。

こういうのを作つてあると、案外起こらないものなので、これがしっかりできているということは、ある面では、大変、お守りじゃありませんが、良いことではないかと思

います。皆さんの覚悟もできて、良いことじゃないかと思います。

教育長さんが言われましたように、やはり平生往生、日頃、日々の積み重ねが大変大切ですので、私たちもまた応援できるところは支援させて頂いて、子ども達を守るといようにいけたら良いなと思います。

防止基本方針というのは、本当に子ども達の成長を願っての、ある面で言えば、1つの方策でもありますので、是非子ども達を守れるものになって頂けたらと思っております。

はい、蛭崎委員さん、お願いします。

○職務代理人 蛭崎隆男君

いつも思うんですけど、いじめというのは、境界がはっきりしないじゃないですか。例えば、激励の言葉をかけたのに、言われたほうからすれば罵声を浴びせられたととられるじゃないですか。何か現場が物凄く萎縮するのも怖いと思うんですよね。

例えば、揚げ足を取るような報告を担任からされたら、何も手も挙げんで喋らんようになるとかですね、何かもう子ども達がかわいそうな気もするんで、あんまり事細かな報告も、僕は良くないかなと。現場の裁量をまるで取り上げたみたいになりますから。

ですから、大体昔から言うじゃないですか、子どもの喧嘩に親が出る。本来なら、僕は子ども達のお互いの切磋琢磨に任せてあげたいなという気は、ずっと。そういう気持ちも是非先生方に、持ってほしいんですよね。これを報告せんかったから、後で始末書になったとか、そんなことばかりを考えていたら何もできんと思うんですよね。だから何か現場の先生たちが物凄く可哀相に思います。

だからと言って、こういうマニュアルを作っておかないと、何かあったときには困るというのは分かるんですが、でも余りこれに縛られないようにしてほしいと思います。以上です。

○委員長 村岡洋子君

はい、教育長、お願いします。

○教育長 山田英俊君

実はですね、国から、しっかり作りなさいという法令が出ていまして、それで当然作るべきものなんですけれども、いま蛭崎委員が言われたように、いじめの問題というのは難しく、いじめられた側がいじめと言ったらいじめになります。いじめた側がいじめしていないという場合もあるんですね。その事実関係を、どうとっていくか、あるいは認定させるかとかいうか、納得させるかとかいうところが、やはりどうしても難しく、この部分で親同士が、なかなか納得しないままいくということもあります。

しかし身体的に、例えば叩くとか怪我をさせるといったことがあれば、これはもう事実が残っていますから、そのときは保護者は、いや、いじめていないとは言いませんけ

れども、ただ言葉で言った、言わないとか、あるいは睨みつけたとか、そういう形として残らない場合のいじめというのは、なかなか認めなくて、難しくなったケースも過去にあります。

しかし、私たちが申しあげるときは、やはりいじめられたと感じたら、いじめになるんですよということは、相手の保護者にも、いじめられた側にも伝えていきますし、そういったなかで分かって頂いて、今後そういうことがないように指導していくということでいっておりますが、さっきちょっと出ました、このいじめの問題というのは、1回で、そこで終わってれば良いんですが、またその奥でというか、陰でというか、あるいは見えない所でというようなことがあって、1回目は、まあそこで報告しなかった、校長にも言わなかったということが2回も3回も重なっていて、保護者からこんなことがあってるんだけど知っているのかということで、言われたときに、担任は報告していなかったのかと責められますし、校長も管理監督不行き届きじゃないかと言われる。そういったものがありますので、出来るだけあったことは管理職に報告するし、管理職が必要と思えば教育委員会に報告してもらおう。そういったことで教育委員会がまた教員に対して力不足じゃないかとか、いろいろなことは言いませんし、報告があったことには、どんなことにも対応できるという形で、昨年来、ずっと校長先生あたりには、しっかり言ってきているところです。

12月に、そういった報告をしっかりして頂かないと困るという研修会も開きます。実際に中学校の校長先生方に実践を述べてもらって、そして、そのなかで小学校の校長、教頭に聞いてもらって、中学校はこういう取り組みをしている、中学校は、なかなか大変なんだけれども、やはりそういった形で、「ほうれんそう」だけをしっかりとしておくことで、早期に対応できることがあったということは、申しあげていきます。

私たちにも、いろんなところから電話があつたり、いろんな質問がきます。教育委員会が把握していないことについての突き付けを受けることもあります。だからやはり情報については、お互い共有するということが、まず大事なので、そこは徹底していきたいと思います。

○職務代理者 蛭崎隆男君

安心しました。報告することが、あなたの管理能力を問うんじゃないよという、お互い情報を共有することで、あなた方を守るためでもあるんだよということを、ちゃんと現場に徹底させておけば、また細かいことでも挙がってくると思うんですよね。じゃないと、こんなことを言ったら飛ばされるとか、そういう萎縮のされ方をすると悪いですよ。

○教育長 山田英俊君

はい。



○委員長 村岡洋子君

いま教育長さんや蛭崎委員さんが言われましたように、やはりおかしいなと思った、また思うというのは、必ずあると思うんですね。その思ったときに、まあいいやと思っていると、それがどんどん大きくなる可能性が往々にして多いので、そのときは、いま蛭崎委員さんが言われたように、校長または管理職、学年主任、同僚でもいいんですが、ちょっとやはり相談してみる。また校長に、こういうようなことが起こっている、校長先生、ちょっと気を付けてみてあげて下さいと言える、またそういう学校経営を校長先生がしなければいけないんですが、そういう雰囲気があると、随分子どもや生徒が守られていくかもわかりません。

多くの目で子どもを見てもらうということが大切かもしれないので、いま言われたような「ほうれんそう」と言いましたが、報告・連絡・相談、これは絶対に大事ではないか。決して教師を管理するものではない、皆で情報を共有して、子どもや生徒を育てていくものである、そういうふうの基本方針を十分理解して、日々、教育に当たって頂きたいという願いを込めての基本方針であるということで、よろしいでしょうか。

はい、末次委員さん、お願いします。

○委員 末次龍一君

さっき蛭崎委員が言われていましたけども、本当は子どもの生きる力とか将来のことを考えると、学校とか先生とか保護者とかではなく、子どもの中で解決するのが一番子どもの成長にとっては良いのかなと思わないこともないんですが、そういった意味で、いじめを生まない教育活動の推進と書かれていますけども、新しい柱として、文部科学省の取り組みのなかで、そういった指導化されていくと思いますが、その他にも小中学校の組織である児童生徒会の活動の一環として、いじめ防止にかかる取り組みの推進支援と取り組み内容の交流の場を設定すると書かれていますけど、やはり、いじめを生まない、そういった活動というのが、やはり大事なかなと。周りがもちやぐって、もちやぐってというのは、ちょっと表現が悪いですが、本当は、自分たちが子どもの頃は、いろんな摩擦もあって、そういう経験もしてきて、耐えられないことがあった。そういうのはやはり自分たちで解決できないこともあるけれども、自分たちで解決したほうが良いことも沢山あった。そういった意味では、子どもが自分で解決できる力もできないと、いつまでも親とか保護者が面倒をみてやれるわけではないので、そういった意味では、たくましく育って行って頂きたいなと思います。

○委員長 村岡洋子君

いま、末次委員が言われましたように、本当は、そういう場面にいる子どもや生徒を教師が支えなきゃいけないんですね。解決とかじゃなくて、やはり支えていく。可愛がるということも大切ですが、支えきる力、また家庭の保護者が、その子どもや生徒を

支えていくという、支え力というのを教師や保護者、それこそ父さん、母さん、家族が支えるということに、もう少し気持ちを砕いて、していけたら、随分子どもも変わってくるんじゃないかなと思うんですね。

子どもがいじめられているから、すぐに解決しよう、子どもがいじめられているから、何とかこれを取り除こうというんじゃないで、その中にいる子どもを、やはり何とでも支えようという、そういう視点に立てば、子どもも随分また違ってくるんじゃないかなと思います。世界中がいろいろ言っても、父さんが支えているんだ、母さんが支えているんだという、そういう支える愛情というのか、そういうものを、もつともつ子ども達に感じて、子どもにもそういうものを感じてほしいし、大人もぐつとぐつと我慢して我慢して、支えて支えて支え尽くすというか、そういうものも大事かなと思うときがあります。それが子どもを鍛えることにもなると思います。

うまく私も言えないんですが、子どもをやはり鍛えなきゃいけない、鍛える場面がいろいろあって、いじめも大変酷い思いに本人がなりますから、そこをやはり支えるのは親であり、絶対いじめがないのが一番良いんですけども、いじめという言葉が良いかどうか分かりませんが、困難とか苦難とか、本当にどん底に突き落とされるような悲しい思いを、男の子なんか特にプライドを傷つけられたりして、死んだ方がましだと思うことも多々あると思うんですが、そういうときに、何か支えるというか、そういう支え力も教師や親が鍛えていけたら良いなと思うんですが、うまく言えませんが。

はい、水谷委員さん、どうぞ。

○委員 水谷知子君

うちもいま中3に、息子と娘がおります。やはり昔のいじめは、例えばあったとしても、学校の中で終わって、一旦、家庭に帰ったら、そこからは、ちょっと家庭でやすらぐ時間があったと思うんですが、今はやはり携帯電話やインターネットが普及されておりますので、家に帰ってからも、いじめというか中傷が携帯とかの中で、ずっと夜まで続いてしまうこともあるようです。やはりそんなことを考えましても、委員長が言われたように、家庭が支えるということが本当に大切だと思いますし、こちらにも書かれております、保護者、地域への働きかけ、本当に重要になってくると思います。

やはり重大事態ということになってはいけないと思いますが、今のインターネットでの中傷とか、本当に重大事態になり兼ねないなと思って心配しております。今後も、保護者、地域への働きかけ、こちらに書かれておりますが、本当に大切だと実感いたしました。以上です。

○委員長 村岡洋子君

いま水谷委員さんが言われましたように、家に帰ってまでも続ける、そういう器具というか、いろんなものが様々な生活のなかに、本当に良い物、悪い物がごちゃ混ぜにな

って入り込んできてしまっている。そういうものをひっくるめて、様々に考えていかなければいけないということですね。

教育長さん、携帯電話等の、そういうところは、どうでしょうか。学校現場で、またPTAへの働きかけ等については。

○教育長 山田英俊君

そうですね、心理的な影響という1ページのところには、携帯電話で誹謗中傷、嫌なことをされるといふのがありますね。

こういったことも、やはりいま携帯の保有率が学力・学習状況調査のなかで、行橋では、中学生が約7割近く持っていて、小学生も4割近く持っているというのが出ています。この携帯を、どう使うかというところも、大変問題なんですね。そういう教育もしなければいけない。学校側は本当に何でもかんでもやっていかなければいなくて、本来なら家庭教育の中ですべきことがあるんですが、学校に携帯を持って来て、いま言われたような誹謗中傷、あるいは、もうメールを返さなかったために、シカトをされる、そういうようなことで、何か、いつもいつも携帯を見ておかなければいけないみたいな、そんなことまであるということを知っています。

本来なら、携帯を学校に持って来たらいけないわけですから、家庭がしっかり預かって、親が預かって行かせるとかして頂けるといいんですけど、そこまではしていない。たぶん、そうしたら相当な子どもからのリアクションがあると思います。

だからある町では、携帯についての条例を出して、持たせない、使わせないという条例もあるみたいですけど、なかなかそれに対する反対も結構ある。これはもう生活の一部になってきているので、適切な使い方を指導するというのをやっていくしかないかなと思います。保護者あての研修会、あるいは学校における子ども達の携帯に対する情報教育といいますか、そういった形で教育をしていくというようなことで対応していく必要があります。

一昨年でしたか、誹謗中傷をされたということで、それはいじめだろうということで、問題になったことがありました。

○委員長 村岡洋子君

はい、蛭崎委員、お願いします。

○職務代理者 蛭崎隆男君

最後に、では一言。もう長くなって申し訳ないですけど、本当に今の教育長の話ですけど、携帯を僕も持たせるべきじゃないと思うんですよ。親の第一の言い訳が防犯のためと。所在をはっきりさせると。僕はもう持たせないほうが良いと思います。

○委員長 村岡洋子君

これは、もう保護者への本当に考え方というか、だからいま言われたように、防犯の

いろんな誘拐とか、いろいろありますので、保護者が心配されるのは分かるんですね。特に女子学生など。だから帰りに受け取って帰るとかは。

はい、末次委員、お願いします。

○委員 末次龍一君

教育推進協議会で、堀委員長も携帯電話のことを、あとの懇親会の際に言われていましたけども、確かに携帯電話自体は便利なものだし、コミュニケーションがそれで図られると思います。結局、いじめとか何とか起きるのは、1人でいたら、いじめられることはないんですが、結局、接触してコミュニケーションがうまく取れないから、そこでいじめが発生するわけであって、今の世の中は、携帯電話は、私も個人的には、ないほうが良いと思うけども、実際に、そうはいかない。犯罪も逆にそれによって、救われている部分もあったりするんで、親が、特に女の子をもっている親が、子どもが部活で遅くなったら心配という、その気持ちは十分分かるし、それに代わるものを考えるか、そうでなければ携帯の使い方を、その時、その時にあわせて、工夫していくしかないんじゃないか。

携帯電話をなくせれば、それが良いかもしれませんが、現実的になくならないと思うので、その使い方を、さっき言われていましたように、学校に持って来ても良いけども、帰るまでは、一旦、どこかに預けておく場所を設置して、帰る時にそれを持って帰るとか、いろいろなマナーの問題も教えていかないといけないこともあると思います。いろいろ、これからも協議しながらやっていかないといけないんじゃないかと思います。

○委員長 村岡洋子君

はい、教育長さん、お願いします。

○教育長 山田英俊君

最後に、携帯電話もそうですけど、これから、たぶん電子教科書になって、タブレット化が進んでくる。タブレット自体もインターネットが簡単に出来ますし、たぶん携帯機能やカメラも付くかもしれない。そのやはり適正な持ち方、使い方をしっかり指導していかなければならないと思います。

これは本当に誰もが持つようになる。そうなったときに、やはりきちんとした使い方をさせて、これからの情報社会の中を、どう正しい生き方ができるのかというところを、やはり教わっていくのが大事なのかなと思います。

これは本当に、教科書を持って帰らずにタブレット端末を1枚持って帰って、パラパラとめくって勉強するというような時代に、もう次のたぶん学習指導要領から確実に出るんですね。教科書会社さんは、今そういう形の教科書の電子化をどんどん進めています、もう間違いなく6年後は、そういうような形になろうと思います。

○委員長 村岡洋子君

ランドセルが要らなくなりますね。

○教育長 山田英俊君

はい、要らなくなると思いますね。

○職務代理人 蛭崎隆男君

今のお話ですが、もう既に、ある自治体では、その端末を個人負担にするか行政が援助するかで揉めている所もあるので、必ずなってくると思うけど、でも下向いてマンガ見ながら授業を受けるとかならないように。

僕は各メーカーさんが小学生用の機能を限定した、そういう物をちゃんと作れば良いと思うんですけどね。1つに多機能を持たせることが売れる原点ですから。機能を限定したものが、果たして売れるかどうかは、売れないでしょうね。難しいですね。

○委員長 村岡洋子君

本当に商用的な観点があるでしょうね。子どもを守るということと、なかなか商用的なことがですね。取りあえず、正しい使い方をマスターしていくということだと思います。それまで何とか我慢を、過渡期であると思います。

お話がいろいろありましたが、議案第15号は承認されたということによろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、承認されました。

## 5 その他

○委員長 村岡洋子君

それでは、その他に4つ挙がっておりますが、この4つについて、橋本係長さん、お願いいたします。

○学校教育課長補佐兼総務係長 橋本明君

学校教育課の橋本です。それでは、教育部の年間行事予定について、ご説明したいと思います。

すいません。まず、最初に修正をお願いいたします。

上のほうに課を書いておりますが、指導室の指導係の11月の欄をご覧ください。そちらに11月20日、中京中学校重点課題中間報告会というのがございますが、これは21日に変更になりましたので、修正をお願いします。

教育部の年間行事予定表ということで、各課・係ごとに、4月から3月まで、1年間を通しての行事をそこにまとめさせて頂いております。

また教育委員の皆さんに、ご出席、ご参加を頂きたいという分もありますので、またご迷惑をお掛けすると思いますが、よろしく申し上げます。そういった案件が出てきましたら、また個別にご案内をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

その他、いろんな教育部におけるスケジュールを書かせて頂いておりますので、お時間があるときに、ご確認をお願いしたいと思います。以上でございます。

○委員長 村岡洋子君

行事予定表、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

次は、学校訪問についてです。

指導室長さん、よろしくお願いします。

○指導室長 神原修一君

では、指導室のほうから説明いたします。

学校訪問実施要項に基づきまして、本年度も前期と後期、2回に分けまして、学校訪問を実施いたします。既に5月の連休明け、7、8、9日で実施する旨は、お伝えさせて頂いているかと思えますけれども、7日水曜日が今元小学校と仲津中学校。8日木曜日が今川小学校、長峡中学校、そして午後、行橋小学校。9日金曜日が椿市小学校、行橋南小学校ということで実施をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長 村岡洋子君

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、小中学校運動会についてです。

指導室長さん、お願いします。

(資料配付あり)

○指導室長 神原修一君

教育部の年間行事予定表の中にもありましたが、本年度の小学校の運動会、中学校の体育大会については、今お配りした実施日で行われます。中学校は6校とも5月18日日曜日でございます。小学校につきましては、9校が5月25日の日曜日ですが、椿市小学校は、前日、24日土曜日、養島は地域行事等の関係で本年度、秋の9月ということで計画されております。

5月の小中学校の運動会、体育大会につきましては、いま用紙を配らせて頂いておりますので、教育委員の皆様のご都合を伺わせて頂いて、幾つかのグループに分かれての視察ということで計画をしたいと思えます。

また、計画が決まりましたら、改めてご案内をさせて頂きたいと思えますので、当日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○職務代理者 蛭崎隆男君

24日の土曜日は、当然朝からですよ。

○指導室長 神原修一君

はい、朝からです。

○委員長 村岡洋子君

これだと、24、25、18日となっていますね。

それでは、後でそれぞれ丸を付けて室長さんのほうに、お出し下さい。

(「はい」の声あり)

○指導室長 神原修一君

もし、今日分かればありがたいです。

○委員長 村岡洋子君

学校訪問、小中学校運動会について、皆さん、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、教育行政方針、重点施策の完成版についてです。

橋本係長さん、よろしくお願ひいたします。

○学校教育課長補佐兼総務係長 橋本明君

学校教育課の橋本です。前回ご審議頂きました教育行政方針、それから重点施策ですが、若干の微調整をさせて頂きましたが、今回、その分が完成しましたので、配付させて頂いております。

今年度につきましては、この教育行政方針、それから重点施策に則って、事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

○委員長 村岡洋子君

ありがとうございます。先だって審議させて頂きました行政方針と重点施策について、きれいに完成させて頂いております。これに基づいて、また1年間、皆さんで頑張りましょう。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。頑張ります。

では、次です。先程の件、小川課長さんにお願ひいたします。

(資料配付あり)

○文化課長 小川秀樹君

文化課の小川です。福原長者原遺跡の関係について、先程、教育長からお話がありましたけれども、先日、記者発表いたしまして、それなりに大きく取り上げて頂きました。今度の土曜日、26日の10時から現地説明会をすることにしております。

教育委員の皆様には、以前、八脚門が県の教育委員会、九州歴史資料館の調査によって見つかった時に現地を見て頂きました。その後、市の教育委員会のほうでは、右下の写真に全体像を載せておりますけれども、下のほうに左右に走っている白い道路が東九

州自動車道です。南門は、その東九州自動車道の敷地の灰色の部分から見つかっておりまして、前はここを見て頂きました。

それから、市の教育委員会は、その北側に広がっています竹本さんという酪農業をされている方の敷地を、地権者のご厚意で調査させて頂いておりまして、今回、調査したのが正殿と書いてあります部分です。

この福原長者原遺跡は、外側の二本線で囲んでいる部分に大きな溝が巡っておりまして、これが南北150メートル、東西150メートルあり、この四角い溝で囲まれた中に、いろんな建物があるわけです。そのなかの中心建物、役所で言うと本庁舎にあたる建物を、今回、発掘調査して、確認いたしました。その建物の規模は、東西が16メートル、南北が10メートルでした。

それと同時に、4方向に巡る溝のうち、北側だけが今まで分かってなかったんですけども、県道の北側にある畑の部分を今回、調査させて頂いて、そこで溝を確認することができましたので、南北が150メートルあるということが、あわせて確認できました。

資料の裏側が出てきた建物の写真です。建物全体は発掘調査できておりません。それは竹本さんのお宅の資材置き場の倉庫がちょうど建物と重なるようになっておりまして、調査できたのは、その東端の部分と北端の部分です。ただ東側の柱列が確認されたのと北側の柱列が確認されたことによって、縦横の規模が10メートル掛ける16メートルということが分かったということです。

九州最大級のこうした役所の建物の本庁舎にあたる正殿と言われる部分が確認されたことは極めて重要ということで、マスコミにも取り上げられた次第であります。

簡単ですけども、文化課からの福原長者原遺跡についての報告を終わらせて頂きます。

以上です。

○委員長 村岡洋子君

ありがとうございました。

○教育長 山田英俊君

26日の土曜日、10時から現地の説明会があります。

あれでしたら、きょう視察に行かれるのであれば、やっていますから見られますが。

○職務代理者 蛭崎隆男君

1回埋め戻すんですよ。

○教育長 山田英俊君

はい、26日が終わったら埋戻します。新たに、この写真に見られるように、下の写真が出てきたんですね。



○職務代理者 蛭崎隆男君

皆さんが行かれるときに、一緒にいいですよ。

○委員長 村岡洋子君

私は22日に教育長さんと一緒に行きました。新聞社の方が全部見えられて。よそのお家の中ですから、竹本さんという方がご協力くださっているからできています。

○文化課長 小川秀樹君

皆さん、まとまっていく機会というのは、もう余りないと思いますので、今日でしたら。

○教育長 山田英俊君

今日でしたら、行かせますが。

○職務代理者 蛭崎隆男君

今日は、ちょっといろいろ、あと雑用があつて。まあいいです。すみませندとうも。

○委員長 村岡洋子君

ありがとうございました。

その他、ございませんか。

井上課長、お願いいたします。

○学校給食課長 井上淳一君

学校給食課の井上でございます。皆様のお手元に、行橋市防災食育センター愛称決定についてという書類と、それから、愛称応募結果一覧表という資料をお配りさせて頂いております。

行橋市の防災食育センターにつきましては、今年度より稼働を始めました。

それに伴いまして、この防災食育センターの愛称を今年の1月9日から24日の間に募集をさせて頂いております。市内の小中学生が対象ということで、応募総数といたしましては、そちらに書いてあるとおり、1448件。この中から、グランプリ作品、採用作品を1点、それから優秀賞を4点選ぶということで、この愛称決定については進めさせて頂いております。

そして、その下に採用方法というふうに書いておりますけれども、まず1448点の作品を学校給食準備室で1次選考を行いまして、別紙に載せております27作品を選定しているところでございます。この27作品の内、今度は教育部の中で2次選考を行い、今のところグランプリ候補として1点、それから優秀賞として5点を選定しているところであります。

当初、表彰の中で、優秀賞は4点ということにしておりましたが、優秀賞の中に、同じ名前応募しているものがございましたので、それも含めたところで5点ということ

で、今のところは選定をしているところでございます。

一応、候補として、このような形で選定をさせて頂いておりますので、本日の教育委員の皆様方のご意見を賜りまして、これでよければ、このような形で決定させて頂ければと思ひまして、ご審議をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長 村岡洋子君

いま井上課長さんのほうから、愛称についての説明がございました。

皆さん、いかがでしょうか。

○職務代理者 蛭崎隆男君

これは、今日中に決めないといけないんですか。

○学校給食課長 井上淳一君

いえ、そういうわけでは。

○職務代理者 蛭崎隆男君

実は市の条例で、防災食育センターに名前が変更になったときに、委員会でニックネームを付けようと、私が前室長に提案したんですよ。責任を感じますので、ちょっと考えさせて下さい。

○教育長 山田英俊君

F A Xか何かで5番まで番号を付けて、各委員さんに送ってもらったら。

○学校給食課長 井上淳一君

はい、分かりました。

○職務代理者 蛭崎隆男君

印しを付けて、F A Xで送ります。

○学校給食課長 井上淳一君

お願いいたします。

○委員長 村岡洋子君

わかりました。ではそのようにさせていただきます。

それでは、その他で、ほかに何かありませんでしょうか。

はい、蛭崎委員、どうぞ。

○職務代理者 蛭崎隆男君

半年くらい掛かりましたけど、インフルエンザの発生状況の調査が一応終了いたしました。もう沈静化しておりますので、今年の冬も皆様、ご苦労様でした。また来年の秋から発生状況を報告させていただきます。以上です。

○委員長 村岡洋子君

ありがとうございました。良かったですね。

皆さん、他にございませんでしょうか。

○学校教育課長補佐兼総務係長 橋本明君

次回の開催の日程を決めたいと思います。

一応案といたしましては、5月の26日の月曜日か28日の水曜日のどちらかでやりたいと思いますが。

○委員長 村岡洋子君

では、皆さん、どういたしましょうか。

(「28日のほうがいいです」の声あり)

皆様よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、5月28日でお願いいたします。

これで、平成26年第5回の教育委員会を終わりたいと思います。

皆様、本当にありがとうございました。

閉会 14時57分